令和４年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の事業概要

１　補助事業の内容

①　スプリンクラー施設の新設(※１)（パッケージ型自動消火設備を含む）

②　自動火災報知設備の新設(※２)

　　※１　設置済みのスプリンクラー等の更新は補助対象外。

　　※２　「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118 号）４（２）に該当する場合のみ対象。

　（総務省消防庁ＨＰ　http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260328\_yo118.pdf）

２　補助対象となる施設（別添Ｑ＆Ａ集も御参照ください。）

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟で、平成２６年１０月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令第３３３号）等により新たに２に掲げる消防用設備等を整備する義務の生じた施設、または、設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が補助対象となる見込みです。

なお、スプリンクラーの設置に関して、補助対象には病室のみならず、医療法に基づき県知事の許可を受けた、棟内の医療施設すべて(受付、待合室、診察室・エックス線診察室等)が含まれます。

ただし、棟の一部が、医療施設以外である場合は、その部分は補助対象外です。(建物の１階と２階を医療施設とし、３階を院長の住居としている場合、補助対象となるのは１階と２階のスプリンクラー設置部分のみ)。

また、スプリンクラーヘッドがない部屋、廊下等は補助対象外です。（スプリンクラー設備等の一部として設ける補助散水栓等の散水範囲に含まれる場合は補助対象）。

３　補助額（予定）

　①　スプリンクラー施設（パッケージ型自動消火設備を含む）

下記の基準額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較し、少ないほうの額を選定する。選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に下記に掲げる補助率を乗じて得た額と、県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基 　準 　額 | 対 　象　 経　 費 | 補助率 |
| 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り1施設当たり2,019千円を加算する。  （1）通常型スプリンクラー  対象面積１㎡当たり  基準単価 19.9千円  （2）水道連結型スプリンクラー  対象面積１㎡当たり  基準単価 19.2千円  （3）パッケージ型自動消火設備  対象面積１㎡当たり  基準単価 23.2千円  （4）消防法施行令第32条適用設備  対象面積１㎡当たり  基準単価 22.6千円 | スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費 | ２分の１ |

※　補助の交付申請は施設の棟ごとになります。スプリンクラー等の設置義務も棟単位で判断されますので、運営されている施設の棟の扱いについては消防署にお尋ねください。

②　自動火災報知設備

　　自動火災報知設備を新設する場合、１施設当たり1,050,000円

（ただし医療施設部分の整備に係る工事費がこの額より低い場合はその額が上限）

※　補助対象は、１②※２に該当する場合のみに限られます。

４　補助対象経費について

　　施設整備のために必要な工事費は補助対象だが、設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助の対象外。

５　工期について

　　内示後に契約・着工し、令和４年度中に工事完了するものが補助対象となる。

６　交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです。

①　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

　②　補助対象の建物について、用途変更や廃止、譲渡、貸付け、抵当権設定（根抵当権も含む）等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。

　③　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

④　補助申請予定額が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

　⑤　補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。